

千歳市下水処理施設維持管理業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

千歳市下水処理施設維持管理業務委託の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

千歳市下水処理施設維持管理業務委託（以下「本業務」という。）は、下水道施設の維持管理等業務に薬品等の調達・管理など複数の業務を加えた包括的な業務を民間事業者へ委託することにより、下水道事業のサービス水準を確保しつつ、業務のより一層の効率化を図り、管理体制・経営基盤のさらなる強化を進め、将来にわたって安全かつ安定した事業運営を行うことを目的とするものである。

第2 業務概要

1 業務名

千歳市下水処理施設維持管理業務委託

2 業務内容

(1) 対象施設

本業務の対象となる施設は、表2-1、2-2に示すとおりである。なお、各施設の概要は「千歳市下水処理施設維持管理業務委託業契約条件書」により具体的に示す。

(2) 対象業務

本業務の対象範囲は下記ア～オのとおりである。

なお、本業務を行う上で満たすべき標準の要件については、「千歳市下水処理施設維持管理業務委託業務要求水準書」により具体的に示す。

ア 運転操作・監視業務

イ 維持管理・保守点検業務

ウ 薬品等調達・管理業務

エ 清掃管理業務

オ その他関連する業務

3 履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

なお、委託契約締結の日から令和8年3月31日までは業務準備期間とし、受注者は千歳市水道局及び現受注者より業務の引継ぎを受け、業務の習熟に努めるものとする。当該業務準備期間に係る受注者の費用は受注者が負担すること。

4 見積価格上限額等

この業務に係る見積価格上限額は3,311,308,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）となっていることから、業務委託料の積算にあつては、見積価格上限額

の範囲内とすること。

表 2 - 1 対象施設（処理場等）

名 称	場 所 等
千歳市浄化センター	千歳市清流1丁目1番7号
千歳市スラッジセンター	千歳市美々750番地140
汚泥圧送設備	浄化センター～スラッジセンター (L=9.67km)
汚水圧送設備	美々汚水中継ポンプ場～浄化センター (L=9.29km)

表 2 - 2 対象施設（汚水中継ポンプ所）

名 称	場 所 等
東雲汚水中継ポンプ場	千歳市東雲町5丁目46番地
支笏湖畔汚水中継ポンプ場	千歳市支笏湖温泉番外地
豊里汚水中継ポンプ場（廃止済）	千歳市豊里1丁目4番
美々汚水中継ポンプ場	千歳市美々758番225
桂木汚水中継ポンプ所	千歳市桂木2丁目7番
自由ヶ丘汚水中継ポンプ所	千歳市北信濃782番地
泉沢汚水中継ポンプ所	千歳市泉沢1007番地の11
上長都第1汚水中継ポンプ所	千歳市上長都958の1番地
梅ヶ丘汚水中継ポンプ所	千歳市梅ヶ丘2丁目8番
長都駅前汚水中継ポンプ所	千歳市北信濃232番地の2
蘭越汚水中継ポンプ所	千歳市蘭越1丁目4番
本町汚水中継ポンプ所	千歳市本町3丁目19-1
清流第1汚水中継ポンプ所	千歳市清流2丁目16番地1号
美々第3汚水中継ポンプ所	千歳市美々758番地66
美々第4汚水中継ポンプ所	千歳市美々758番地91
祝梅汚水中継ポンプ所	千歳市祝梅502番地2
あずさ汚水中継ポンプ所	千歳市あずさ5丁目
上長都第3汚水中継ポンプ所	千歳市上長都1118番地5
上長都第2汚水中継ポンプ所	千歳市上長都1117番地12
みどり台汚水中継ポンプ所	千歳市上長都928番地1
蘭越第2汚水中継ポンプ所	千歳市蘭越10番地67
蘭越第3汚水中継ポンプ所	千歳市蘭越89番地8
平和汚水中継ポンプ所	千歳市平和地区

第 3 担当部署

〒066-8686 千歳市東雲町3丁目2番地5

千歳市水道局下水道整備課下水道設備保全係

電話番号 0123-24-3357（直通）

FAX 番号 0123-22-8810

e-mail gesuidoseibi@city.chitose.lg.jp

第4 参加資格要件

1 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 令和7年度千歳市競争入札参加資格者名簿に登録があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、千歳市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成14年12月18日千歳管理者決裁）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 千歳市暴力団排除条例（平成26年千歳市条例第1号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- (6) 参加表明書の提出期限までに、次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

ア 次の（A）の要件を満たす施設における（B）の要件を満たす維持管理業務について、同一の施設において3年以上継続して履行した実績（元請に限る。）を有する者であること。

（A）次に掲げる施設をすべて有する施設

- ① 下水道法第2条第6号に規定する終末処理場（以下「下水道終末処理場」という。）で寒冷地（北海道及び東北6県）において、標準活性汚泥法による19,000m³/日以上処理能力を有する施設
- ② 汚泥脱水設備を有する汚泥処理施設

（B）次に掲げる要件をすべて満たす維持管理業務

- ① 運転管理、日常点検、定期点検、電力・薬品等のユーティリティ管理を含む包括的民間委託レベル2以上
- ② 下水道終末処理場について水処理から汚泥処理まで一貫した運転管理

イ 下水道処理施設維持管理業者登録規定（昭和62年建設省告示第1348号）に基づく下水道処理施設維持管理業者登録を有する者であること。

- (7) 次に掲げる条件を満たす者を業務実施場所に配置できる者であること。

ア 下水道法第22条第2項の有資格者（下水道法施行令第15条の3の各号に掲げる有資格者）

イ 乙種第4類危険物取扱者

ウ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

エ 2級ボイラー技士又はボイラー取扱技能講習修了者

オ 床上操作式クレーン運転技能講習修了者

- カ クレーン運転教育特別修了者
- キ 玉掛技能講習修了者
- ク 小型移動式クレーン特別教育修了者
- ケ 第1種電気工事士
- コ 安全衛生推進者
- サ エネルギー管理員
- シ その他業務履行に必要な資格

(8) 共同企業体（以下「企業体」という。）として参加する場合は、その代表者にあつては第4の1(1)から(7)までのすべてを満たす者であること及びその他の構成にあつては、第4の1(1)から(5)までのすべてを満たす者であること。

(9) 企業体の構成員は、他の参加希望者である企業体の構成員でないこと又は単独の参加希望者でないこと。

2 参加資格確認基準日

参加資格の確認基準日は、参加表明書及び参加資格確認書類の提出締切日（令和7年12月16日（火））とする。

3 参加者が参加資格を喪失した場合の取扱い

参加者が、委託契約の締結日までの間に参加資格を欠くにいたった場合は失格とする。

4 実施要領等の承諾

参加者は、「参加表明書」の提出をもって、実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

5 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った者が負う。

6 提供資料の取扱い

発注者が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に係る検討の範囲内であっても、発注者の了承を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、又は内容を提示したりしてはならない。

第5 現地見学会・資料閲覧

参加者に対して、次のとおり現地見学会・資料閲覧を実施する。

1 現地見学会・資料閲覧

現地見学会・資料閲覧を希望する参加者は、現地見学会・資料閲覧参加申込書（様式1）を申込期間中に、第3に電子メールにて提出する。

(1) 申込期間及び現地見学会・資料閲覧期間

申込期間：令和 7 年11月26日（水）～令和 7 年12月 3 日（水）

現地見学会・資料閲覧期間：令和 7 年11月26日（水）～令和 7 年12月10日（水）

(2) 閲覧資料

日報・月報（令和 6 年度）

業務委託報告書（令和 6 年度）

※閲覧資料は貸出及びコピーサービスは行わない。

※資料の撮影は課とするが、本プロポーザルへの参加目的以外での使用は禁止する。

(3) 回答方法

日程が決まり次第、電子メールにて希望者に回答する。

第 6 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

ア （様式 2）参加表明書

企業体として参加する場合は、本業務を企業体により受注する意思を明確にした協定書（構成員すべての記名押印をした書面であること。）

イ （様式 3）参加資格に関する申立書

ウ （様式 4）受注実績調書

エ （様式 5）会社概要書

オ （様式 6）配置予定従業者調書

カ 業者登録確認書類（下水道処理施設維持管理業者登録を確認できる書類）

(2) 提出期限 令和 7 年12月16日（火）※必着

(3) 提出場所 第 3 に同じ。

(4) 提出方法 書留又は簡易書留による郵送

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出依頼

第 4 に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和 7 年12月18日（木）までに次に掲げる事項を記載した参加資格要件確認結果通知書を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を依頼する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を依頼する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由

並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

- (2) 参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により千歳市公営企業管理者（以下、管理者という。）に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和7年12月25日（木）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 書留又は簡易書留による郵送

- (3) 管理者は、(2)の説明を求められたときは、令和8年1月5日（月）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第7 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を依頼された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書及び見積書を作成し、提出するものとする。なお、正本については、見積書に代表者印を押印すること。

1 提出書類

企画提案の提出書類は、以下に示す書類を提出すること。

提出部数は、「（様式7）企画提案書提出届」については1部、「（様式8-1～8-4）企画提案書」については8部（正本1部、副本7部）とする。

表7-1 企画提案書提出時の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
企画提案書提出届	様式7	必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。
提案企業の技術力	様式8-1	様式に記載している事項に従い、提案内容を記述すること。
配置技術者・従事者の技術力	様式8-2	様式に記載している事項に従い、提案内容を記述すること。
業務実施体制	様式8-3	様式に記載している事項に従い、提案内容を記述すること。
見積書の積算根拠	様式8-4	様式に記載している事項に従い、提案内容を記述すること。
企画提案書の電子データ	—	企画提案書（様式8-1～8-4）を通して印刷できるようにしたPDF形式の電子データ一式及び編集可能データをCD-ROMに保存し、提出すること

2 作成に当たっての留意事項

提出書類の作成に当たっては、発注者から特別な指示がない限り、次の事項に留意すること。

(1) 事業者を特定できるような表現や企業名は用いないこと。

(2) 各様式の合計枚数は30枚以内を目安とし、簡潔かつ明瞭に記述すること。提

案本編以外に付属資料や図面等を巻末に添付する場合は、本文中に参照箇所を明示すること。

- (3) A4版ファイル綴じとする。図面等でA3版を使用する場合はA4版に折り込むこと。
- (4) Microsoft Word 又はExcel 形式（Windows 版）により作成することを基本とする。ただし、提出書類に貼付する図表及び図面については、この限りでない。
- (5) 原則として横書きで記載すること。
- (6) 使用する文字サイズは11ポイント以上とする。ただし、図表中及び図面中の文字サイズについては、この限りでない。
- (7) 各様式中に掲げる指示を十分に踏まえること。

3 提出方法等

- (1) 提出期限 令和8年1月5日（月）※必着
- (2) 提出場所 第3に同じ。
- (3) 提出方法 書留又は簡易書留による郵送

4 提出書類の取扱い

- (1) 参加者からの提出書類に含まれる著作物の著作権は、当該参加者に帰属する。ただし、公表、展示その他発注者が本業務に関し必要と認める用途に用いるときは、発注者は必要な範囲でこれを無償で使用することができる。この場合、参加者の技術・商業上のノウハウは公表しない。
- (2) 市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 提出された企画提案書は、千歳市情報公開条例（平成5年千歳市条例第14号）の規定により、個人情報、法人情報等で非公開とされる情報を除き、情報公開の対象となること。
- (4) 参加者からの提出書類は返却しない。また、提出期限以降における修正、差し替え又は再提出は、発注者が指示をした場合を除き認めない。
- (5) 提出書類の内容を確認するため、確認書類（契約書、証明書の写し等）の提出を求めることがある。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該参加表明書又は企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

第8 質疑応答等

- 1 実施要領等及び企画提案書の作成について質問がある場合は、次のとおり質疑応答書により提出すること。
 - (1) 提出書類 （様式9） 質疑応答書

- (2) 提出期限 実施要領等：令和7年12月10日（水）※必着
企画提案書：令和7年12月23日（火）※必着
- (3) 提出場所 第3に同じ。
- (4) 提出方法 電話連絡の上、質疑応答書に記載されたメールアドレス宛に電子メールにより提出すること。

2 1の質疑応答書は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、電子メールにより回答するものとする。また、千歳市ホームページ上に当該回答内容を公表する。

第9 失格事項

- 1 次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。
 - (1) 第4の参加資格要件を満たしていない場合
 - (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第10 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査委員会の設置

企画提案の審査、評価及び候補者の特定を行うため、千歳市下水処理施設維持管理業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 ヒアリング等の実施

審査委員会において必要がある場合は、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。なお、企画提案者が5者以上の場合は、企画提案書の審査を事前に行い、審査委員会において選定された者についてのみヒアリング等を行う。

(1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分とする。

イ 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。

エ スクリーン及びプロジェクターは本市が用意する。その他パソコン等プレゼンテーションに必要な機器は、企画提案者が用意すること。

オ プレゼンテーション、デモンストレーションにおいては、パワーポイントの使用を認める。

カ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

キ 企業体にあつては、1企業体を1者とみなし、ア及びウを適用する。

(2) 実施日時及び場所

実施するときに通知する。

3 評価項目及び評価基準

企画提案書により、次の評価項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

(1) 提案企業の技術力に関する項目（配点15点）

(2) 配置技術者・従事者の技術力に関する項目（配点15点）

(3) 業務実施体制に関する項目（配点50点）

(4) 見積に関する項目（配点20点）

4 受注候補者の特定

審査委員会において、3の審査及び評価により、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点の高い者を受注候補者として特定する。

この場合において、委員の評価点の合計が最も高い者が複数であるときは、提案企業の技術力、配置技術者・従事者の技術力に関する項により候補者を特定するものとする。なお、応募者が1者の場合は、各委員の評価点の平均が70点以上で受注候補者とする。

5 審査結果の通知

(1) 受注候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受注候補者

イ 評価点数

ウ 受注候補者にあつては、今後の契約手続の旨

エ 受注候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求められることができる旨

(2) 受注候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により管理者に対し説明を求められることができる。

ア 提出期間 (1)の通知があつた日の翌日から5日以内 ※必着

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 書留又は簡易書留による郵送

(3) 管理者は、(2)の説明を求められたときは、書面を受け取つた日の翌日から5日以内に説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

受注候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 受注候補者及び評価点数

(2) 全ての企画提案者の評価点数（ただし、受注候補者以外の名称は秘匿とする。）

(3) 受注候補者の特定理由

第11 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受注予定者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し随意契約の方法により契約を締結する。

2 契約保証金

要する。ただし、千歳市契約規則（昭和39年千歳市規則第27号）第27条各号の規定に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

毎月後払いとする。

第12 その他

1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

3 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

4 再委託の禁止

当該業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることは認めない。また、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により千歳市水道局の承諾を得なければならない。

5 物品の調達や再委託が必要な場合は、市内企業を活用するなど、地域への人的・物的貢献に努めること。

第13 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実 施 内 容	実施期間又は期日
実施要領等に関する質問の提出受付期間	11月26日～12月10日
企画提案書作成に関する質問の提出受付期間	11月26日～12月23日
現地見学会・資料閲覧に係る申込期間	11月26日～12月3日
現地見学会・資料閲覧に係る対応期間	11月26日～12月10日
参加表明書等の提出期間	11月26日～12月16日
参加資格要件確認結果通知書及び企画提案書提出依頼	12月18日
企画提案書提出期間	12月18日～1月5日
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	1月中旬
受注候補者選定結果通知・審査結果の公表	1月中旬～下旬
受注候補者との契約手続、契約締結	1月下旬